



様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 5 年 6 月 30 日

埼玉県知事 大野 元裕 殿



提出者
住 所 埼玉県秩父市中村町四丁目1番3号
氏 名 株式会社 高橋組
代表取締役 高橋 崇剛
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0494 - 25 - 5000

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 高橋組
事業場の所在地	埼玉県秩父市中村町 4-1-3、他
計画期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	資本金 3,000万円
③ 従業員数	45人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙(1)による			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現 状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙(2)による	
	排 出 量	3,260.00 t	t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・新築、改修工事における梱包材の削減及び簡素化。 ・新築、改修工事における余剰材の削減及び減量化。 ・新築、改修工事における端材の有効活用。 ・解体工事における不必要な撤去、処分を行わない。 		
② 計 画	【目標】 ※受注工事（規模・種別等）が未定のため、目標は未設定。		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き上記取組みを推進する。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
① 現 状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ・作業所内において可能な限り選別。 ・選別処理を行っている中間処理業者を選択。 ・資機材センター内において選別処理を実施。 		
② 計 画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引き続き上記取組みを推進する。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現 状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない。		
② 計 画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施しない。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現 状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組) 実施していない。			
② 計 画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組) 実施しない。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現 状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組) 実施していない。			
② 計 画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組) 実施しない。			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現 状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙(2)による	
	全 処 理 委 託 量	3,260.00 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) ・処理委託は、許可内容、処理内容、再委託先、再生処理状況等を確認した上で業者を選定し、契約を締結している。 ・可能な限り再生事業者登録業者、優良認定業者を選定している。			

(第5面)

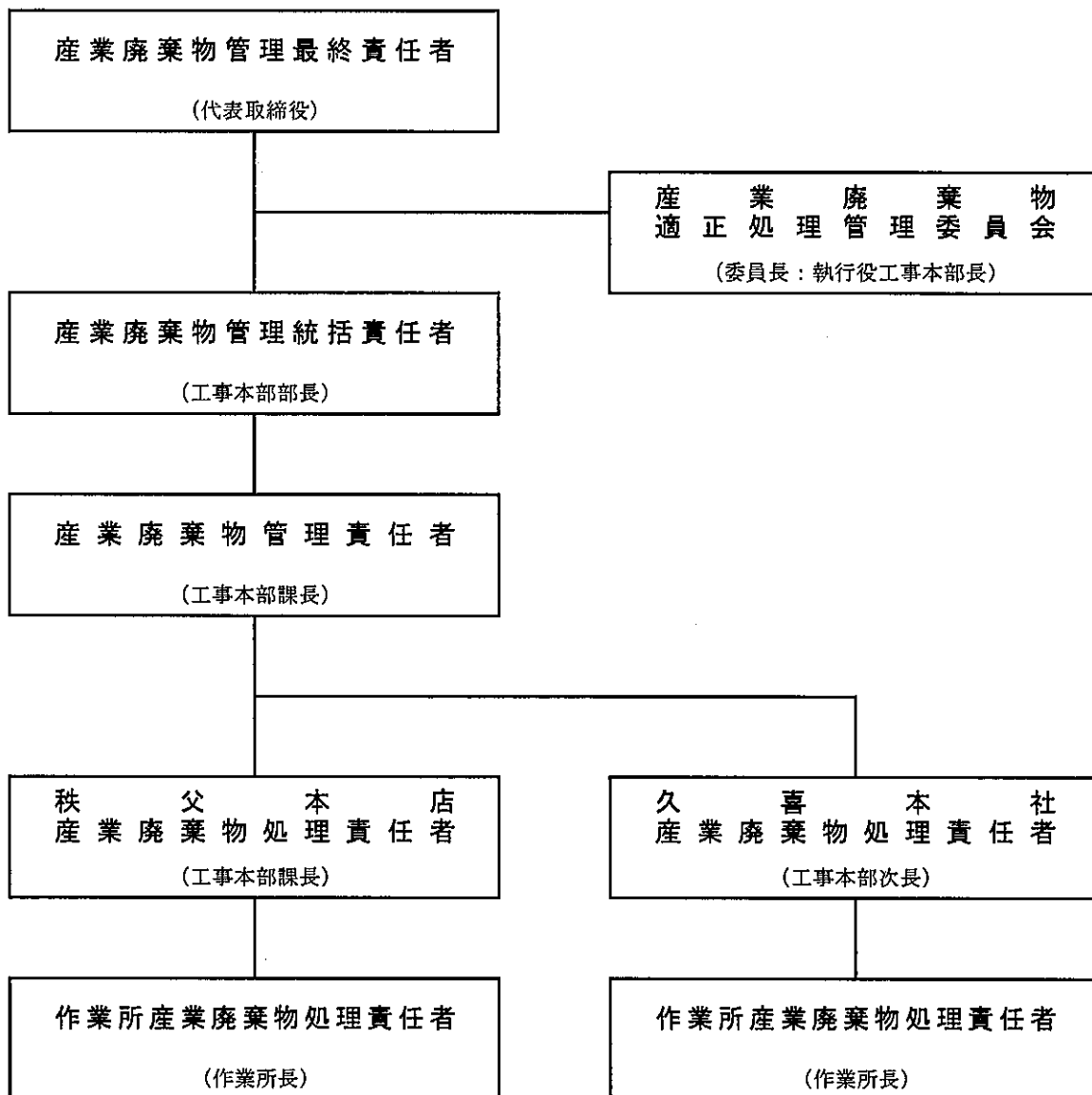
② 計 画	【目標】 ※受注工事（規模・種別等）が未定のため、目標は未設定。	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
(今後実施する予定の取組) 引き続き前記取組みを推進する。		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「－」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理管理体制表

令和 5 年 5 月 21 日



2022/04年度産業廃棄物種類別総括表

産業廃棄物の種類	排出量	備考
コンクリートがら	2,542.72 t	
アスファルト・コンクリートがら	275.93 t	
その他がれき類	94.72 t	
ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず	1.00 t	
廃プラスチック類	50.74 t	
石綿含有産業廃棄物	0 t	がれき類
	29.00 t	ガラス・陶磁器くず
	0 t	廃プラ類
建設汚泥	0.43 t	
木くず	50.09 t	
繊維くず	0.18 t	
廃石膏ボード	48.19 t	
安定型混合廃棄物	4.32 t	
管理型混合廃棄物	160.99 t	
水銀使用製品産業廃棄物	0.04 t	
廃石綿等	1.65 t	
計	3,260.00 t	